

株式会社グッド・アイズ建築検査機構  
構造計算適合性判定業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規定は、別に定める「株式会社グッド・アイズ建築検査機構構造計算適合性判定業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社グッド・アイズ建築検査機構が実施する構造計算適合性判定(以下単に「判定」という。)に係る手数料について、定めるものである。

(構造計算適合性判定の申請に係る判定手数料)

第2条 業務規程第20条に規定する構造計算適合性判定の申請に係る判定手数料は、一の建築物ごとに、別表に定めるところによる。ただし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分(地上部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む)は、それぞれ別の建築物とみなす。

(附則)

この規程は、令和 8年 3月 1日から施行する。

平成27年 6月 1日 制定  
平成27年 6月 12日 改定  
平成27年11月 2日 改定  
令和 8年 3月 1日 改定

別表 判定手数料(第2条関係)

1. 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

建築物の床面積の合計	構造計算が認定プログラムにより行われたもの	構造計算が認定プログラム以外の方法により行われたもの
一 1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	216,000 円	216,000 円
二 1,000m <sup>2</sup> を超えて2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	276,000 円	276,000 円
三 2,000m <sup>2</sup> を超えて10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	349,000 円	349,000 円
四 10,000m <sup>2</sup> を超えて50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	514,000 円	514,000 円
五 50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	859,000 円	859,000 円

2. 岐阜県

建築物の床面積の合計	構造計算が認定プログラムにより行われたもの	構造計算が認定プログラム以外の方法により行われたもの	
		右記以外	※その他知事が必要と認める建築物
一 1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	216,000 円	216,000 円	157,000 円
二 1,000m <sup>2</sup> を超えて2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	276,000 円	276,000 円	209,000 円
三 2,000m <sup>2</sup> を超えて3,000m <sup>2</sup> 以内のもの	349,000 円	349,000 円	240,000 円
四 3,000m <sup>2</sup> を超えて10,000m <sup>2</sup> 以内のもの		349,000 円	349,000 円
五 10,000m <sup>2</sup> を超えて50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	513,000 円	513,000 円	
六 50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	859,000 円	859,000 円	

※岐阜県指定構造計算適合性判定機関業務委任基準、第3-3「(10)その他知事が必要と認める建築物」に該当する判定の場合

3. 山口県

建築物の床面積の合計	構造計算が認定プログラムにより行われたもの	構造計算が認定プログラム以外の方法により行われたもの
一 1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	153,000 円	216,000 円
二 1,000m <sup>2</sup> を超えて2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	181,000 円	276,000 円
三 2,000m <sup>2</sup> を超えて10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	218,000 円	349,000 円
四 10,000m <sup>2</sup> を超えて50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	305,000 円	513,000 円
五 50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	471,000 円	859,000 円

【備考】

※「床面積」とは、構造計算適合性判定の係る建築物の延べ床面積をいう。

(附則)

この規程は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

平成 27 年 6 月 1 日 制定  
平成 27 年 11 月 2 日 改訂  
令和 8 年 3 月 1 日 改訂